**平成２２年（フ）第２４３号**
青森市浪館前田３丁目１番31号　メゾンキララ２号
債務者　田中　裕公
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０６号**
広島県福山市瀬戸町大字地頭分1089番地11
債務者　藤井　英次
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第１３４号**
広島県福山市新涯町６丁目12番32―３号、旧住所広島県福山市北吉津町２丁目２番９号
債務者　畑瀬　晴美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第１０３号**
福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原133番地１　町営住宅３―202号
債務者　舘澤　朝子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第１０９号**
福島県いわき市常磐藤原町源内44番地の27、前住所福島県いわき市常磐藤原町源内44番地の26
債務者　篠原　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２３６号**
秋田県男鹿市北浦北浦字五輪野３番地、前住所秋田県男鹿市船越字本町１番地11　メゾンＳ＆Ｓ206号室
債務者　本川　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９１号**
山口県周南市大字夜市3351番地の３
債務者　田中美佳子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第９３号**
山口県下松市楠木町１丁目８番16　堀の内ビル302号室、前住所山口県周南市河東町６番16―403号
債務者　江口　英司
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第２３９号**
熊本市帯山９丁目１番18号
債務者　鶴　　里栄
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３０３号**
熊本市上代８丁目13番２号　せれす櫻崎206号
債務者　鳥居　恭介
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３２５号**
熊本市清水新地７丁目１番２―506号
債務者　横井三枝子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３６４号**
熊本市近見２丁目４番20号
債務者　假屋　譲二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第４０３号**
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目14番14号
債務者　西畑　未来
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第７０５号**
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―402号
債務者　渡邉　和政
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１９４号**
札幌市豊平区平岸１条５丁目１番Ａ３―406号
債務者　小湊　　明
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１３０６号**
北海道千歳市清流２丁目９番６号
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１３２９号**
札幌市西区福井５丁目18番１号
債務者　亀井　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部